

【車両貸出要項】

(目的)

第1条 この要項は、社会福祉法人津和野町社会福祉協議会（以下「本会」という）が所有する公用車及び福祉車両を貸出すことにより、町民の福祉増進に資することを目的とする。

(貸出する車両)

第2条 貸出する福祉車両は、車いす専用車、しあわせ号（10人乗りワゴン車）とする。

2 前項以外の公用車両の貸出しが必要な場合については、会長の決定、指示を受けるものとする。

(貸出の手續)

第3条 車両の貸出を受けようとする者は、所定の「車両貸出申請書」を本会に提出しなければならない。

(貸出の審査)

第4条 貸出は、次により審査する。

- (1) 原則として貸出先は、津和野町内に所在する団体等とする。
- (2) 車いす専用車は、車いすを必要とする利用者に関係する個人。
- (3) 営利目的の使用および第1条の目的に沿わない貸出は、これを行わない。
- (4) 前第(1)、(2)、(3)号によらない貸出の要請に対する判断、指示は会長が行うものとする。

(貸出の制限)

第5条 福祉車輛の貸出期間は1泊2日を限度とし、県内及び概ね片道200km圏内の範囲とする。

(使用料)

第6条 無料とする。但し、使用中に消費した燃料は使用者負担とし、その量を充填して返却しなければならない

(使用者の責任)

第7条 使用者は、貸出された車両を善良に維持管理しなければならない。

- 2 使用者は、貸出された車両を他に転貸してはならない。
- 3 使用者は、貸出された車両による事故が発生した場合、速やかに本会へ連絡を取らなくてはならない。
- 4 本会は、当該車両に付与している保険の利用を認めること以外、一切の責任を

負わない。

5、使用者は、『「しあわせ号等」の使用上の注意事項』を順守し善良に使用する。

(費用の負担)

第8条 前条の交通事故にかかわる賠償費用は、当該車両の自動車損害賠償保障責任保険および任意保険をもって対応とするが、使用者に重度の過失がある場合等は使用者の責任により負担する場合がある。

2 交通事故にかかわる車両の損害は、当該車両の車両保険をもってこれに当てる。但し、使用者の過失で損傷した場合の車体修理費は原則使用者の負担とする。

3 前1、2項において、法令上の重度の過失によって保険金の給付を受けられない場合など、および保険金の受取額を超える費用については、使用者の負担とし、本会は使用者に求償する。

(車両の返却)

第9条 使用者は、貸出期間満了あるいは満了前に車両を使用しなくなった場合、速やかに返却しなければならない。

2 使用者は、返却に際しては清掃など必要な処置を行うとともに、運行日誌に使用月日、使用者名、行き先、時間、走行距離等の必要項目を記録しなければならない。

3 会長は、次のいずれかに該当する場合には、使用者に対して車両の即時返却を求めることができる。

- (1) 虚偽または不正な手段により、車両の貸出を受けたとき
- (2) その他この要項に違反したとき

(義務)

第10条 本会は、本要項を都度使用者に開示しなければならない。

2 使用者は、本要項を遵守するとともに、道路交通法などに従い安全、確実な運転に努めなくてはならない。

(その他)

第11条 この要項に定めるものの他、必要な事項は会長が定める。

(附 則)

- ・ この要項は、平成20年7月11日施行の「備品及び車両貸出要綱」の廃止に伴い、平成22年9月29日から施行する。
- ・ この改正は、平成29年4月1日から施行する。